＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋

ベイリーフ通信

＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋ ＋

2026 年 10 月 20 日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊page２

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 令和8年10月、最低賃金が改定されました！＊＊＊page３

改定額の全国加重平均 1,177 円

★ 労務管理上のQ&Aこんな時あんな時 ＊＊＊＊＊page４

給与支払日の変更に関しての注意点は?

★ベイリーフの庭から（編集後記）＊＊＊＊＊＊＊page４

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働関係の記事をポイント掲載いたしました。



1.飲食業・店長の過重労働撲滅へ 集団指導で是正図る (2026/09/28)

東京・八王子労働基準監督署町田支署(酒井みほ支署長)は、管内飲食業の店長の過重労働撲滅に向け、今年度から集団指導を展開する。過重労働の背景には人手不足があるとみて、働き方改革推進支援センターの職員を招き、各種支援策を紹介。長時間労働の是正を図る。同支署管内の飲食業の労働時間関連の違反率は12.8%で高くはない。一般に、店長は管理監督者として取り扱われる場合が多く、「長時間労働があっても監督指導の現場では管理監督者性を否定しにくく、指導票の交付に留まっているケースがある。実態は数字以上に深刻」(同支署)とした。

2.労働関係訴訟・2年連続で4000件超え 過去2番目の多さに (2026/09/28)

令和7年に全国の地方裁判所が新たに受け付けた労働関係訴訟は4112件に上り、2年連続で4000件を超えたことが最高裁判所事務総局の7年司法統計により分かった。平成4年以降で昨年に次ぎ2番目に多い数字となる。内訳をみると、賃金や退職金などの金銭目的が2844件で6年の3144件から300件減となったが、地位確認や損害賠償などの金銭目的以外が1268件で198件増と大幅に増えている。労働審判の新規受付件数は3447件で6年の3359件から微増した。

3.育児・介護休業法／是正指導が5倍超に 法改正受け徴収強化 (2026/10/05)

大阪労働局(蒔苗浩司局長)が令和7年度に実施した育児・介護休業法にかかる是正指導等の件数が前年度の5倍超になったことが分かった。7年度法施行状況によると、1309件に上っている。同労働局は急増の背景に、昨年4月と10月の同改正法の段階的施行を受け報告徴収を強化したことを挙げた。違反内容としては、育児・介護ともに研修実施や相談窓口設置などから1つ以上の実施を事業主に求めている「雇用環境整備」がめだつ。育児については施行から3年以上経つが定着状況が芳しくないとして、改めて周知へ力を入れるとした。

4.労働時間・半年の記録基に推定できず 2年半残業代請求で (2026/10/05)

東京都内の理化学機器メーカーで働く労働者が2年半分の未払い残業代を請求した裁判で、東京地方裁判所(戸室壮太郎裁判官)は7万円の支払いを命じた。労働者は半年間の記録を基に記録のない期間の労働時間が推定できると訴えたが、同地裁は労働実態に共通性がなく、わずか半年あまりの平均労働時間をもって2年もの期間の労働時間の推定はできないと強調。勤怠管理が適切でなかった点を踏まえても、残業があったと認めるのは困難と退けた。事業場外みなし労働時間制の適用は否定し、半年分の残業代請求を認容した。

★令和8年10月、最低賃金が改定されました！★

改定額の全国加重平均 1,177 円

関東近隣の最低賃金一覧

都道府県	最低賃金時間額	発行年月日
千葉県	1195(1140)↗	令和 8 年 10 月 1 日
東京都	1280(1226↗	
神奈川県	1279(1225)↗	
埼玉県	1196(1141)↗	
茨城県	1136(1074)↗	令和 7 年 10 月 18 日

今年度も地域別最低賃金改定の時期、すべての都道府県が出揃いました。
今年は 47 都道府県で最低賃金は 50～84 円引き上げられ、全国平均加重平均額は 1,177 円(令和 7 年 11,211,055 円)になります。
昭和 53 年度に制度が始まって以降で 2 番目の高さになっており、最高額(1,280 円)に対する最低額(1,085 円)の比率は **84.8%と 12 年連続**の改善となっています。要するに地域格差も埋まりつつある傾向。

適用タイミングは、改正後の賃金は改正日以降に働いた分からとなります。給料の計算が改正日をまたぐ場合は、**改正前は旧給与、改正後は新給与**で計算します。

・改正対象はいわゆる基本給
残業や休日、深夜手当、賞与、基本給とは別に支給される交通費手当などを除いた業務にかかわる給与が対象。
パートやアルバイトなど時給制の場合は、**基本時給が最低賃金を上回る必要**があります。

・最低賃金の支払いは法律で義務付けられています

最低賃金に満たないことが分かった場合は、会社に 3 年まで遡って差額分の請求ができ、未払いに対するペナルティも会社には課せられます。

毎年最低賃金が上昇しています。

いつの間にか最低賃金を割っていたなどということが無いように

毎年確認しましょう。

最低賃金の対応についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所　　043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第179回

給与支払日の変更に関しての注意点は?

Q、当社では現在、当月末締め・当月25日払いになっているのですが、諸般の事情から翌月25日払いに変更ができないかを検討を始めています。支払い日変更の注意点などをお教えください。

A、賃金は後払いが原則です。一部前倒し支給や賞与支払い月での変更などの対応を考えましょう。

当月26日から月末までの勤務分が事実上、**前借りとなります。**
これをもって直ちに法律違反であるわけではありませんが、残業代や遅刻、早退、欠勤などの控除は、**締日以降でないと確定しないので、翌月以降に調整する必要があります。**



賃金については「毎月1回以上支払いの原則」があるので、これを遵守するために、**変更時に翌月支給の一部を前倒し支給や、従業員への生活の負担や支障を考慮しましょう。**

賞与支払い月にあわせて無理を強いることが無い様にする配慮が必要です。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・ ・

ようやく気持ちのいい天候が続きます。秋晴れに気持ちも上がりますね。

千葉県内の道路は大雨・台風の影響で土砂崩れ箇所があり未だ不通状態の地域があります。

皆様の近辺ではいかがですか？自然の猛威に台風一過、晴れ晴れとは単純にはいきません。工事の方々のご苦労で早く復旧されることを祈ります。

・ ・ 発行・制作 ・・・・

office.bayleaf

ベイリーフ労務管理事務所
〒260-0853
千葉市中央区葛城3-7-30
TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317
E-mail office.bayleaf@gmail.com
https://www.officebayleaf.com